



茅野市

子育て短期支援事業

保護者の疾病やその他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間お預かりします。

サービスの種類

ショートステイ事業

- ✓ 施設や里親宅での宿泊を伴う事業で、利用1回につき6泊7日を限度とします。

トワイライト事業

- ✓ 平日夜間または休日に日帰りで預けられる事業で、児童1人または親子1組につき年間30日以内です。

利用の目的

- ✓ 病気・出産・看護・介護・事故・災害・冠婚葬祭・出張および学校等の公的行事参加
- ✓ 育児疲れおよび育児不安
- ✓ 児童自身が一時的に保護者と離れることを希望するとき
- ✓ 親子での利用が必要と市長が認めたとき
- ✓ その他のやむを得ない事由により一時的に養育できないと市長が認めたとき

預かり先（茅野市委託先）

- ✓ 児童養護施設つつじが丘学園 岡谷市川岸4丁目12番51号 ☎0266-22-2574
- ✓ 児童養護施設たかずやの里 伊那市東春近7000番地8 ☎0265-72-6456
- ✓ 松本赤十字乳児院 松本市元町3丁目8-10 ☎0263-31-5203
- ✓ すくすくパートナー（里親等） 茅野市内の家庭

※たかずやの里、松本赤十字乳児院ではトワイライト事業は行っていません。

※まずは裏面をご覧ください茅野市役所へご連絡ください。



利用方法

- 1 茅野市教育委員会事務局こども課こども・家庭相談係へ連絡をし、受け入れが可能な場合は申請書を提出してください。
- 2 利用決定後、保護者が「利用決定通知書」を持参のうえ、直接施設等へお子さんを送迎してください。
- 3 利用料は、お迎えの時に直接施設等へお支払ください。
※支払方法は預かり先によって異なります。

利用料（ひとり1日当たり）

ショートステイ事業

世帯区分	利用者	利用料（円）
- 生活保護 - 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯）	2歳未満の児童	0円
	2歳以上の児童	0円
	児童の保護者	0円
- 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く） - 市町村民税課税世帯（ひとり親世帯および養育者世帯）	2歳未満の児童	2,675円
	2歳以上の児童	1,375円
	児童の保護者	375円
上記以外の世帯	2歳未満の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円
	児童の保護者	750円

トワイライト事業

世帯区分	区分	利用料（円）
- 生活保護 - 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯）	平日夜間（原則22時まで）	0円
	休日	0円
- 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く） - 市町村民税課税世帯（ひとり親世帯および養育者世帯）	平日夜間（原則22時まで）	685円
	休日	750円
上記以外の世帯	平日夜間（原則22時まで）	1,375円
	休日	1,500円

預かり期間中に、医療機関を受診した場合等の実費は別途かかります。

茅野市教育委員会事務局 こども課 こども・家庭相談係「育ちあいの」

☎ 0266-72-2101 （内線 615・616・617・619）